



令和8年6月25日

妊婦支援給付金の未払いについて

町では、妊婦支援給付金の支払い対象者1名に係る、令和8年1月申請の妊婦支援給付金 50,000 円が未払いであったことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和8年1月13日、妊婦支援給付金の申請があり、令和8年1月27日に支給決定をしました。妊婦支援給付金台帳の支払い日欄に支払日が入力されていたことから支払い済となっていました。令和7年度の補助金の実績を調べていた時、補助金の実績額が合わないため確認したところ、未払いが見つかりました。

即日、対象者に未払いの報告と謝罪を行い、妊婦支援給付金の支払い手続きを進めました。

現時点では、その他の支給対象者に対する妊婦支援給付金の未払いはありません。

2 原因

本件は、申請時点で妊婦支援給付金台帳の支払日欄に支払予定日を入力していました。そのため、支払済みで処理されており、未払いに気付くことができませんでした。また、支給決定した方に支払処理が行われていたかを確認する体制がなく、支給決定した後の未払いに気が付くことができていません。さらに、支給決定合計額と支払合計額を確認していなかったため、支給決定合計額と支払合計額が合っていないことに気が付くことができませんでした。

3 再発防止

今後は、支給決定時に妊婦支援給付台帳を組織ラインでチェックします。

また、台帳に支出負担行為兼支出命令書番号を入力し確実な支払い確認を行います。

毎月、支給決定合計額と支払合計額があっているかを確認します。

これらを、係員による複数体制で行い、再発防止を徹底します。